

仕 様 書

1 概 要

- (1) 需要場所 北九州市立八幡病院（北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号）
(2) 用 途 北九州市立八幡病院に対するガスの供給

2 仕 様

- (1) ガス供給条件
- | | |
|--------|----------------------|
| ア 種類 | 都市ガス13A |
| イ 供給熱量 | 45 MJ/m ³ |
| ウ 供給圧力 | 低圧 |
- (2) 予定最大使用量及び予定使用ガス量
- ア 予定最大使用量 160 m³/h
(契約上使用できる1時間あたりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。)
- イ 予定使用ガス量 別紙のとおり
- ウ 履行期間 令和7年4月2日から令和8年4月の定例検針日まで
- (3) 計量 検針は原則として毎月1回、一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置したガスメーターにより検針を行う。
- (4) 保安
- ア ガス小売事業者は、ガス事業法の定めるところにより、ガス工作物の末端バルブにより先に接続される消費ガス機器の調査、危険発生防止の周知に関する責任を負うものとする。
- イ 本支管等から末端バルブを含むガス工作物については、一般ガス導管事業者が保安責任を負うものとする。
- (5) ガス料金
- ア ガス料金の算定
- ・入札時に算定するガス料金は、基本料金使用ガス量に係る従量料金（原料費調整単価を含む）を合算して算出すること。
 - ・計算に用いる基準平均原料価格は85,350円/トン、平均原料価格は93,810円/トン、原料費調整単価は、6.80円/m³とすること。
 - ・入札（見積）価格は、契約予定期間の総価（110分の100）を記載すること。
 - ・契約締結時の原料費調整単価は、ガス小売事業者の定める約款や供給条件等に基づき取り扱うものとする。
 - ・政府支援による補助金については考慮しないものとする。
- イ 支払方法
- ガス小売事業者は、ガス料金の算定後速やかにそのガス料金の請求を毎月行うものとし、当院は、ガス小売業者が定める約款の規定に基づきガス料金を支払うものとする。
- 3 その他 仕様書及びガス小売事業者が定め、当院が承認したガス小売事業者の規定に定めていないその他の供給条件については、落札業者との協議により決定するものとする。

別紙

検針月	予定使用ガス量 (m ³)
令和7年 5月	21,110
令和7年 6月	23,623
令和7年 7月	38,958
令和7年 8月	67,561
令和7年 9月	70,709
令和7年 10月	55,974
令和7年 11月	27,539
令和7年 12月	16,578
令和8年 1月	42,445
令和8年 2月	59,226
令和8年 3月	39,673
令和8年 4月	36,188
合計	499,584